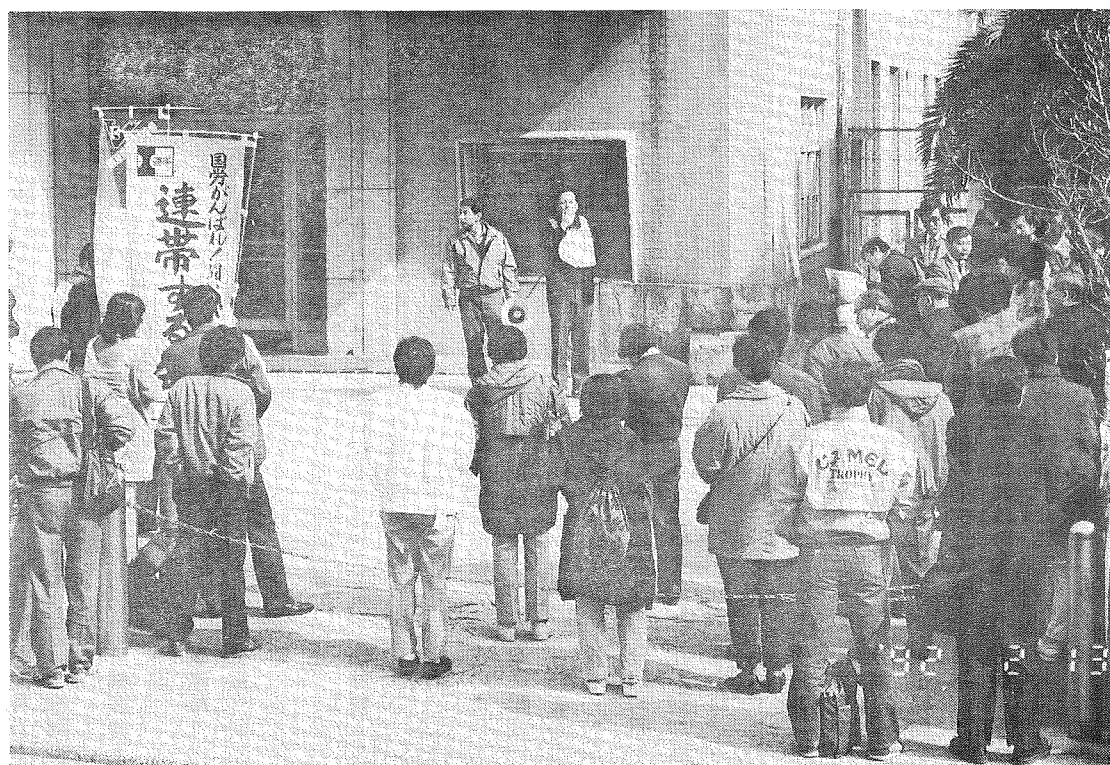


市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻56号 92/2 〈1部100円〉 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL 0797(32)1131
市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

日程 3月27日(金) AM10～ 小林証人反対尋問(市役所東分庁舎2F)



第40回公開口頭審理報告

- も 卑劣にも配転先の担当者に責任転嫁する小林証人 市芦救援会事務局 (2)
- く 総括集会報告 (7)
- じ 傍聴記/正しいことは正しいと貫ぬく 武庫川労働組合 森本吉朗 (9)
- 障害児の高校入学闘争・再び高校に挑む 伊丹 生活と教育を考える会 (10)
- 生徒中心の卒業式に日の丸・君が代は不要! 市芦分会 (14)
- 活動日誌/13 編集後記/14

卑劣にも配転先の担当者に 責任転嫁する小林証人

市芦救援会事務局

二月十三日、第四十回公開口頭審査が開かれ、前々回に引き続いて、社会科の滝山・小川両先生の配転に関する反対尋問の続きが分銅弁護士により行われました。

前回、小林証人は「高血圧の疑い？」で突然審理を欠席したため、三ヶ月ぶりの反対尋問続行となりました。

滝山先生に関するものでは、滝山先生を強制配転するために、文化財係の係長を配置換えしたことが明らかにされました。また学芸員の資格がどういふものかも知らず、ペテランの係長（行政職）のあとに教育職を配置することについても、事務分担任は配置先の責任者がやることだとうそぶきました。まして、現場の増員要求に応じるものでもありません。

小川先生に関するものでは、みどり学級（用語解説参照）の運営審議会から出されていた乳幼児担当者の増員要求を小川先生の強制配転の理由にすりかえていることが明らかにされました。また、本来福祉行政として位置づけられるべき仕事が教育委員会によってな

されていることの矛盾が明らかにされ、その中で、小川先生がやっている仕事は福祉行政がやるべきものではないか、と追及されると、またもや事務分担任は配置先の責任者がやるものだとうそぶきました。

次回は小川先生の続きと石橋先生の配転について、小林証人を追及する予定です。

この日はまた、「国鉄阪神地域の会」の総行動日を取り組まれ、傍聴席は多くの闘う仲間をはじめ、市民、救援会会員で一杯になりました。ご支援どうもありがとうございます。

審理後の集会（表紙写真）も多数の方々から参加して下さり、活発な交流集会がもてたことを感謝しております。

相変わらず不誠実な答弁に終始する小林証人ですが、その態度は処分者側の姿をよく浮き彫りにもしています。私たちはねばり強く反対尋問を続けていくつもりです。よろしくご支援のほどお願いいたします。

昭和五五年次ことは 検討したが忘れた

分銅弁護士（以下、分銅と略）
前回、証人の診断書は出ておりますか。
事務局 出ております。

分銅 前回に続いて、滝山さんの件について、昭和五五年に配転されていることは、証人は知っておられるということでしたか。

小林証人（以下、小林と略）

はい。

分銅 この時の滝山さんのされていた仕事は、どのような仕事をされていたのかについては、本件配転に際して、証人はお調べになっておられますか。

小林・・・わすれました。

分銅 昭和五五年に、一年間、人事異動で現在と同じ職場に配転されていたのは知っていますか。

小林 この職場かおぼえておりません。

傍聴者（以下、傍と略）

ええかげんやな！

分銅 そういうこともわからないで、今回の人事異動をされたんですか。

小林・・・

分銅 どういう仕事をしていたのか、どういう経過で人事異動され、それがどういう経過で一年で戻ったのか、それらについて、今回

で、指導員という配置換えをなさっていますね。

昭和五五年度は指導主事であり、今回は指導員という配置換えであれば、その仕事の内容とか、こういう点が異なるから前回とは指導主事だけでも、今回は指導員として配置転換にに応じてもらおうということになったのではないんですか。

それとも、それらを一切検討しないで指導員として行って、その課長との相談で仕事をしてもらったらいいと、そういうお考えだったんですか。

小林・・・まあ、そういうことだと。

分銅 昭和五五年が指導主事であって、昭和六二年が指導員というふうに身分を変えられたのは何だったんですか。

小林・・・たしか昭和六二年の時は条例改正をして、定数をオーバーした職員についての配置換えということで、全員を社会教育的な仕事を含めてもらおうとして、全員指導員とした。

分銅 そうすると、今回は仕事の内容とかではなくて、他の六名のと同じ身分にあわせるといふ主旨から指導員にしたという風に、今の証言はお聞きしていいですか。

小林・・・いえそうじゃないに。

分銅 では、各々の人の担当する職務内容とかで、その身分をお決めになったわけですか。

の人事異動の際に検討されましたか。

小林・・・検討したと思います。

分銅 今回の人事異動については、昭和五五年の人事異動の時と、仕事の内容について、ちがう仕事をさせるといふ意向だったのですか、それとも、同じ仕事をしてもらおうという意向だったのですか。

小林・・・よくおぼえてません。

分銅 人事異動をした際に、どういう業務に携わってもらったかというために人事異動をするか、ということについて当然検討されたんですよ。

小林・・・今おぼえてません。

分銅 昭和五五年の時とは違う仕事をしてもらうということをお考えだったんですか。同じ仕事をしてもらおうという考えですか。

小林・・・昭和五五年の時のおぼえてません。

傍 検討したいうたやないか！

分銅 実際には、同じ仕事をしておられるのではないですか。

小林・・・同じかと。

分銅 発掘調査については、昭和五五年当時、滝山さんが担当されたかどうかについては、今回の配置換えの時は御存知だったのですか。

小林・・・配置換えの時は検討したと思いますが、今はおぼえてません。

分銅 発掘調査をするには、どのような資格

がいるか、必要なのか、そのことを当時御存知でしたか。

小林・・・。

分銅 学芸員としての資格があれば、発掘調査が担当できるのかどうか、そのことは御存知ですか。

小林・・・資格があった方がええと思いますが、資格がなければできないのかなど、今聞きはじめです。

分銅 聞きはじめとかどうかでなくて、当然、証人が人事異動をされる際に、発掘調査をするにはどのような資格が必要なのか、また学芸員というのはどういう資格なのか、そういうようなことについて、御検討されましたか。

小林・・・したと思います。

分銅 では、学芸員という資格は、どういう資格だと、当時、認識されましたか。

小林・・・当時、調べた結果、したんだらうと思います。

分銅 だらうと思いますて、あなたが人事異動されたわけでしょう。

小林 いえ、私が一人でしたわけじゃないです。

傍 責任者やないか！

分銅 今回は、昭和五五年の配置換えと違っ

小林 みどり学級にもう一人正規職員が欲しい、ということだったと思います。

分銅 そういう増員要求に基づいて、小川先生を配置換えしたと聞いていいんですね。

小林 はい。

分銅 小川さんがみどり学級で担当したのはどういった人だったか、証人はご存知ですか。

小林 よくおぼえていません。

分銅 昭和六十二年十一月十三日付の処分者側第一準備書面、これの第四項に、十五才以上の成人八人については、指導員（申立人）が担当している旨、記載されていますが、この書面の内容を証人は認められますか。

小林 認めます。

分銅 小川さんは十五才以上の成人を担当されていたんですか。

小林 ・・・そうだと聞いています。

分銅 この書面を作成時、教育委員会でお調べになったんですか。

小林 そうだったと思います。

分銅 小川さんは乳幼児の担当だったのではないですか。

小林 知りません。

分銅 小川さんを配置する際、どういう人を担当してもらおうと考えたんですか。そのことについて、当時、みどり学級と話し合いをしていますか。

小林 先ほど言いましたように、配置された

後に、分担については担当の責任者が判断することになっておりますので、私の方では課長、係長が説明しておると思います。私は直接しておりません。

分銅 配置換えを決められた際には、特にこういうみどり学級の生徒の訓練を担当してもらうという具体的な考えはお持ちではなかったとお聞きしていいんですか。みどり学級の富永さんと相談して決めてくればいいということですか。

小林 そうです。

みどり学級の法的位置づけも知りません

分銅 芦屋市立みどり学級についてお聞きしたいんですが、みどり学級には設管条例はあるんですか。

小林 調べてみないとよくわかりませんが、多分なかったんではないかと思います。

分銅 普通、施設であれば設管条例が定まっております、運営内容とか決めてあると思うのですが、みどり学級には条例集をくってみてもないので、何か理由があるのですか。

小林 理由はきいたことあると思いますがはっきり説明できるほどおぼえておりません。

分銅 みどり学級は指導部学校教育課の所管に属しているのですか。

小林 そうだったと思いますが・・・。

分銅 施設の職員、この人たちは指導部学校教育課に所属していますか。

小林 調べてみないとわかりません。

分銅 甲第一三六号証。これは平成元年度の学級要覧なんです。二枚目の所に、職員組織という欄があるんですが、施設長富永さん以下の名前が記載されていますね。この中学校教育課に所属している人はどなたですか。

小林 ちよっと知りません。

分銅 え、わからない。そもそもみどり学級というのは学校教育法上でいうと、どういう位置付けの施設なんですか。

小林 ……わかりません。

傍 ムチャクチャやなあ。

本来福祉の仕事もみどり学級で

分銅 この幼稚園に含まれる就園前の人達が来るようになったのは昭和六二年からですね。

小林 そのようになっていますか。はい。

分銅 さきほどの甲第一三六号証を示します。が、これの二枚目、学級要覧の所に、昭和六二年四月一日、乳幼児部を増設というように記載されていますね。

小林 はあ。

分銅 これは小川先生がみどり学級に配置換えされた年と軌を一にしていますね。

小林 そうですね。

小林・・・色々と考えた結果。
分銅 その色々の内容を言っ下さいよ。当然、指導主事と指導員では職務内容に違いがあるんでしょう。だからこそ、職名が違うんでしょう。
小林・・・色々検討しまして・・・。
分銅 だから、その色々検討したことをおっしゃって下さい。
小林 忘れしました。
傍 ひとつぐらいまともに言えよ！
分銅 指導員と指導主事というのは、身分を違えるというのは大きな問題でしょう。なぜ身分をかえたのか、というのをおぼえていないんですか、あなたは。
検討もしていないんじゃないですか。
小林 おぼえてません。
文化財係の実数は変わらず
分銅 甲第一二四号証（『市教委四十年史』）十一ページから十二ページに、昭和六一年四月の市教委の事務局の機構が載っていますね文化財の所に、畑幸雄係長が載っていますね次に昭和六二年四月の所、文化財係には、係長と課長を岩本さんが兼務して、畑さんは配転になってますね。
小林 はい。
分銅 今の表で、畑さんを配置換えして、そ

の後に滝山さんを異動で配置した、ということがおわかりになるでしょう。

小林 かわりではないが、配置換えしたのは事実。

分銅 そうすると、前回の証言では、滝山さんを配置換えした理由というのは、文化財係の仕事を充実させる、将来的にも、とおっしゃってるわけですが、現実には、文化財行政に経験をもった人を配置換えしてしまつて、後に、学校の先生をしておる、文化財行政については、昭和五五年度に一年間事務をつかさどったことがあるという人を配置した、という結果になってはいませんか。

小林 ……はい。

分銅 そうですね。そのことと、配置換えした理由としてあげられている、文化財係の業務を拡充していくため、という理由とは矛盾してませんか。

小林 いや、してない！

傍 急にはつきりものいうな。（爆笑）

分担は配置先の責任者がやればいい

分銅 小川先生が配置換えされた理由、これはみどり学級の方から職員の補充に対する要望が出ていた。これがひとつ主張されていますが、そうですか。

小林 ええ、そうだったと思います。

分銅 甲第一三三号証、みどり学級運営委員会より出された障害乳幼児担当職員の配置についての文章なんですが、見られたことはございいますか。

小林 見たかもわかりませんが、おぼえていません。

分銅 芦屋市教育委員会の方にこのような文章が出てきたのはご存知ですね。

小林 あったと思いますが、おぼえていません。

分銅 この文章によりますと、職員としては○才から三才までの乳幼児が二名プラス数名、表2の所に記載されている。その上段にも、そのような主旨が記載されておりまして、芦屋市としては生涯学級を基本においているみどり学級の教職員が乳児二名の訓練を行っている。乳児の訓練、これのための職員を配置してもらいたいという、このことをおっしゃっているのでしょうか。

小林 細かいことはおぼえておりませんけれども、職員を補充してほしいという要望があったことはおぼえています。

分銅 この文章からすると、乳幼児担当の職員を要望されていたと読めるのですが、この文章以外に教育委員会の方にみどり学級の増員の要求があったのですか。

小林 あったと思います。

分銅 どのような増員要求であったのですか。

総括集会報告

審理後の総括集会は、コーヒー・紅茶の差し入れもあり、多数の支援の方々でなごやかにたれました。以下要約して紹介します。

分銅弁護士

前回小林が高血圧症で欠席した次の審理でしたが、今日提出されている診断書を見ましたら、高血圧症の疑いと書いてありました。これは法廷をさばりたいという時に出てくる診断書で、それが今回小林が提出したものです。

今日の審理は社会科の小川先生と滝山先生で、六名のうち三名をとばしてしまって、それはおかしいという総論の部分をやって、次に滝山先生は学芸員の資格があるというだけで文化財保護係の仕事させようということ、以前は指導主事という身分でとばした。今回は指導員という係長にもなれない指導主事とは一つの地位で配置換えをした。

普通、学校の先生を事務職だと言って配置換えすると、職種の変更と言うことになり、本人の同意がなかったらいけないということ、で、実際には今まで事務職員がやっていた仕事をさせている。

指導員と言うのは、彼等の言っている内容

分銅 そうすると小川先生はこの乳幼児部を増設する為に、乳幼児の担当として配置換えされたんじゃないんですか。

小林 いや、それは違います。そういう主旨ではないんです。

分銅 それから、この乳幼児については教育委員会が所管することなんですか。

小林 そうですね。いくつか委任を出した、委任規則を作って、教育委員会が所管しておりますね。

分銅 ということは、本来は乳幼児の人達に対しては、福祉が色々と福祉面からの関与をするというのが本来の姿でしょう。

小林 幼稚園へいくまでとしては、市長部局の福祉が本来的には所管するという事になっているんですけども、それとまあ学校教育からはなれた場合の成人についても福祉でもって担当することになっておりまして、それを事務委任をしております、教育委員会の方で芦屋市についてはやっております。

分銅 甲第一三四号証。これは芦屋市長の権限に属する事務の事務委任に関する規則なんです、このことを言っておられますか。

小林 はい。そうですね。

分銅 その第二条の八号、就園前（〇歳〜三歳）及び義務教育修了後の肢体不自由生涯学級の事務に関すること。これが委任事項と

なっていますね。

小林 はい。

分銅 ここで言葉をおききたいんですが、この事務委任規定では生涯学級の事務に関する、とこうなっていますね。

小林 はい。

分銅 本来であれば、乳幼児に対して訓練と必要な訳でしょう。

小林 そうです。

分銅 他に、そういう人の状態によっては、療養看護というようなことが必要になってきますね。

小林 はい。

分銅 それと事務というのは同じですか。

小林 いや、あの、みどり学級での運営すべてを委任している、というぐあいに思っておりますけれども。



〈解説〉

芦屋市立みどり学級とは

みどり学級とは、当初、昭和四二年四月に、芦屋市立精道小学校肢体不自由学級（みどり学級という）として設置された。

昭和五六年、現在の施設が芦屋浜埋立地に建設されたことにより、芦屋市立浜風小学校肢体不自由学級、潮見中学校肢体不自由学級として県の認可を受けている。

同時に、市独自の施策として、同じ施設内に芦屋市立浜風幼稚園肢体不自由学級、乳幼児部（〇歳〜三歳）、成人部（十五歳以上年齢制限なし）が併設されており、現在、乳幼児から成人まで十七名の生徒・成人が通級している。

乳幼児部と成人部は本来福祉行政の管轄になるのだが、福祉から教育委員会への委任という形で教育委員会が管轄している。

職員は、幼小中についてはそれぞれの学校から教員が一名派遣されており、教育委員会より、小川先生と指導主事一名が派遣されている。その他に嘱託訓練士、養護員、主事二名の計九名の職員構成になっている。

生徒指導上、特に中学生以下の子供たちの重複重度化がすすんでいるのに対し、医療、介護、訓練に対する人的配置がほとんどされず、大きな問題が山積みとなっている。

からしましても、少なくとも社会教育面に関する、指導する立場の人達のことをいっている。これが文化財係として業者との契約をしたりすることはとうてい指導員という形の職務内容ではない。本来なら事務職だと言ってもいいような内容だ、というような点を滝山先生のところでは争ってききました。

小川先生の場合はみどり学級という肢体不自由児学級に配転させられましたが、むこうは障害児教育に熱心だったのがみどり学級に配置換えした理由だといっている。

しかし、今日も彼等が事実上認めなければならなかったように、西宮市、尼崎市などは重症心身障害者施設というように、所長さんにはお医者さんがおられて、療養と生活指導する施設を持っています。ところが、芦屋市の場合には人数が少ないというようなことを理由として、経済的にそういう施設を作れないという形で、やっとなり学級というような形、それに類した施設は作ってきたのですが、本来なら療養と生活指導をし、医者もいるような施設を作らなければいけない。

実際に、障害児教育に熱心だといわれて小川先生はみどり学級に行かされて、筋肉が硬直するような子のマッサージをしたり、痰を出させるようなことをやっていると、いろいろなことがありまして、これは学校教育の一環としてやっているために、痰がつまったりする

と酸素吸入を使わなくてはいけない。しかし、それは医師でないとけない。そうすると学校の先生は使えません。

日常生活に必要な酸素吸入器を買おうとしても予算をつけることができない。いろんな問題をみどり学級はかかえている。

本来やらなければならない福祉行政をみどり学級という形でごまかしている。そのへんの事実が今回の小川先生の人事異動のなかで明らかになってきた。その点を次回もうすこし追及していきたい。

その中で、まさにみどり学級というところへ学校の先生を配置換えすることが正しいのか。そうではなくて、訓練士とかリハビリが出来る人を配置換えしなければいけないのではないかとこの観点から、今回の小川先生の異動も不当なのだと、彼等が言っている理由はまったくあてはまらない、ということをお次回私の方から追及します。

武藤（国鉄阪神地域の会）

本日の市芦審理で苦勞さんです。今日は阪神の総行動ということで一日休みを取りまして、行動しております。

朝からJRの芦屋駅と三宮駅の駅長への申し入れ、JRの一〇四七名の不当な解雇を撤

回させていくために北海道拓殖銀行、J R北海道の会長を出していますが、J R西日本の会長は朝日ビール、J R東海は東海銀行ということで、各会長出身会社に早期にこの解雇を撤回するように申し入れを行ってきたところであります。

昨年二月二五日に中央労働委員会が今年の三月末をめどに解決に努力すると表明しておりますが、その解決の中身が全く明らかになっていません。

この時期、一〇〇〇名の仲間を戻していうということで総行動を行っております。そのなかで、J Rの問題のみならず不当な配転を絶対許してはならないという立場で、地域の闘いをみんな勝っていくではないかというところで、今日の傍聴と昼の集会に参りました。昼からも、P K O法案が出ていますが、日本を侵略の道にやらないために、署名活動と地域の労働組合の訪問とをしております。

地域の闘いに勝つために、皆力を合せようということをやっております。この市芦の闘いも長期の闘いになっておりますが、勝つまで共に頑張っていきたいと思っております。

北田

十四年前に兵庫県を解雇されました。私は兵庫県に臨時職員として採用され、四年間働

いてきた。しかし、あまりにもひどい労働条件を見かねて臨時職員の組合を作ったとたん今から十四年前解雇されました。

一〇年間地労委、地裁、高裁、最高裁と闘ってまいりましたが、昨年の十二月三日最高裁上告棄却の判決が出まして、結局負けることになりました。

今、企業は男を過労死するまで働かせ、一方、パートを男の三分の一、四分の一の低賃金で働かせ使い捨てていきます。

私達役所で働いている臨時職員は公務員法からも労基法からも排除されています。ひどいことに、高裁は臨時職員には不当労働行為も発生する余地もないと、臨時職員は組合を作る資格もないのだというひどい判決を出してきました。

最高裁で負けてこれからの闘いは困難になってきますが、別に私は裁判所とけんかをしてきたわけではない。県とけんかをしてきたわけではない。県とけんかをしてきた。その闘い方の一つの中に裁判闘争というのがあって、これは一つとりあえずあかんと言われたが、しかし、裁判に負けたということに私自身が承服しているわけでもない。許されないという怒りばかりがつのっていきます。これから先も、県に對する追及、闘いは続けて頑張っていきたい。

先程の審理を見ていたら、大変ひどい証人です。不誠実極まりない。その不誠実は審査

傍聴記

正しいことは正しいと貫ぬく

武庫川園労働組合

森本 吉朗

二月一三日、国鉄阪神地域の会の方々が国鉄闘争支援で毎月取組んでおられる一日総行動の中で、市芦支援のために審理傍聴に多数参加いただき、傍聴記をいただきました。

◆ 今回の審理で強く感じたのは、小林証人の不誠実さと、市芦側の正しさです。

弁護士の方の具体的な質問、追及に対して、小林証人は始終、「忘れた」「おぼえてない」と答え、「自分一人が配転をやったのではない」などと発言していましたが、そういう態度に腹がたちましたし、よくあんな人間が教育委員会の責任ある地位にいたものだと思います。

滝山さんの配転については、滝山さんが学芸員の資格を持っているのかこつけ、教育職ではなく事務職に配転させられたことが、理解できました。

また、後半の小川先生の配転については、主に、「みどり学級」乳幼児部の性格について論点にされていきました。

西宮に住んでいる自分にとっては、この「みどり学級」についての論議は最初、なかなか理解できませんでした。しかし、話を最後まで聞いてみると、なんとなく分ってきました。

「みどり学級」に、本来なら児童福祉法に規定されている重症心身障害児施設で療育する肢体不自由・知恵おくれの重複障害をもつような、〇歳から三歳までの子どもを、新たに乳幼児部をつくって、処遇していたこと。

乳幼児部が設置されたのは一九八七年四月であり、小川先生の強制配転との時期と重なり、軌を一にしていること。小川先生はその乳幼児部に配転させられ専門外の福祉の仕事、医療的な知識のいるような仕事をさせられていること、ということが分ってきました。

この審理の全体を通して、正しいのはどちらなのか、だれが見ても明らかだ、と感じました。小林証人の不誠実な姿勢に対して、こちら側の正当性は明らかでしたし、そのもとでこちらの弁護士側と傍聴席が一体になって

長にも伝わっているが、しかし、これだけひどい証人が出てきても処分者側が負けるとは思われない。

今の審査機関、第三者機関に対していっさいの幻想は持たなくなってきたのではないかと思います。そういう第三者機関に身を委ねてばかりでは、運動はじり貧になるし、第三者機関に身を委ねたこと自体が労働者にとって負けが始まっているのではないか。これは自分の運動を通して感じたことです。

やはり第三者機関以外のところで徹底して闘い抜く、そして処分者側を引きずり出す。こういう運動を追及していく以外労働者は勝っていくことはできないのではないかと。

市芦の皆さん、国鉄闘争に連帯する皆さん、そして、ここにお集まりの皆さんと共にこれから先も頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。



いるような感じでした。

私は、武庫川園という福祉施設で働いていますが、利用している人の人権を尊重しない、これが本当に福祉かと思うようなことも多くあります。それに対して物を言う、圧力がかかってくるような職場です。

正しいことを正しいと貫いていけば、公平委員会・労働委員会などで絶対に負けない、そこに確信をもって、職場でもっとがんばらねばと思わされた今回の傍聴でした。

うとすれば、それは我が子を世間にさらしな
がらの「闘い」であり「闘争」となってい
きました。

これまで、そのようにして闘い続けてきた
阪神各地の親達に励まされながら私達は闘
ってきたのです。

そしてまた今年、入江君は再び伊丹市立高
校に挑みます。堅い壁にはがけないし、限
りないためらいもあったのですが、今「地域
で、あたり前に生きる場」をめざして、戻れ
ない所に立っているのです。

それにしても伊丹市教育委員会のとってき
た態度は、非情なものであったと言わざるを
得ません。

「親とだけなら会う」「話を聞くだけなら」
と言いつ、「考える会」との話し合いを拒否し
ながら、交渉段階に入ると「定時制高校に障
害児を入れる運動団体が入ってきたのでむず
かしくなった」「入江さんが会から離れて市
高の校長と会うことが解決につながる」等と
言い、絶えず「考える会」の分断を謀ろうと
するような対応でありました。

また、一度は入江君のことで「制度外入学
なら動く、同じ伊丹市民の子としてはって
おけない」(原田部長)と言明しておきなが
ら、その事を追及されると一転して「榊村君
と入江君は別である」と差別的な態度をとり、
その上「西中学校の熱意が足りないからだ」

と、責任を西中に転嫁して恥じようとしな
い市教委に、私達は驚くばかりでした。

そして、一次二次と二度にわたって入江君
を不合格にした伊丹市立高校もまた、市教委
の指導と激励の下、私達との話し合いを拒否
し、田中校長は、職員にピケを張らすことす
らして来たのです。そのピケの内側から「高
校は義務教育ではない」と平然と言っている
職員の姿を、私達はピケの姿とともに忘れ
ることはできません。

その上、解放運動の切実な教育要求の中で
「制度外入学」として通学している榊村君の
ことを取り上げ「榊村君を二年間見て来たが、
向上のあとが見られなく効果がなかったので
障害児の受け入れに対して職員の反対も強い」
と言いつ、入江君の「不合格」を正当化しよう
とさえするのです。

私達は、どこまでも入江君が通える場を求
め続けてきたのですが、市教委の原田学校教
育指導部長、松浦課長の二人が、六月二十日
に西中に対して行った最終回答は次のような
内容でした。

それは、これまで見えかくれしていた伊丹
市教育委員会の差別的体質がむき出しにされ
たものであると言わざるを得ません。

(1) 受け入れる方向で煮詰った。一週間
に一日でも二日でもないが毎日とい

うわけでもない。ただし、一日一時
間と給食時間。

(2) 場所だけ提供してもらえばいいと言
っておきながら、次々に要求してく
るのはおかしい。

(3) 榊村君も障害児として受け入れたの
ではない。榊村個人として受け入れ
たのであり、入江君の件も、個人と
しての入江君である。

(4) 西中の三年生に現在障害児学級に入
級していない生徒がいるが、その生
徒が入江君と同じように受験したり
運動したりするようであれば、入江
君の件も終わりになる。これは脅し
ではない。

この回答は、市教委の熱意がどのようなも
のであるか、私達に深く知らしめるものとな
りました。入江さん親子はむろんのこと、私
達がそれを拒否し、闘争の継続を決意したの
はむしろ自然な事であったのです。

にもかかわらず市教委は、入江さんの家に
西中の校長を向かわせ、この回答を受け入れ
させようとするのでした。闘争の最終場面で、
行く所を失くそうとしているその時に、人を
引き裂くような回答すら持つて行ったのです。
以後、八月、九月と市教委に話し合いを求
めて出向いたのですが、相も変わらぬ誠意の

障害児の高校入学闘争

再び高校に挑む

二月二日(日)、伊丹市立中央公民館で「
障害児の高校進学をもっと進めよう伊丹集会」
が開かれました。

障害児の高校進学の要求の声は全県的な広
がりをもて、この日の集会にも地元伊丹をは
じめ宝塚、川西、尼崎、芦屋、神戸、加古川、
姫路から親や教師が集まりました。

伊丹のこの集会は昨年市立伊丹高校定時制
を受験し、受験生が定数内であったにもかか
わらず一人だけ不合格とされた入江君が一年
間の在宅を余儀無くされ、今年再度市立伊丹
高校を受験する決意表明の集会であった。

申し入れ書にもあるように、入江親子にと
っては毎日が苦闘の日々であったこの一年、
それでも後に続く仲間のためにもと、腹をく
くっていったことが話された。

「地域で」「普通に」生きるという障害児
の親の願いが行政には届かなくとも確実に県
下各地の障害児をもつ親に伝わっているとい
う実感が各地からの参加者の発言や入江さん
のあとに続く伊丹の親の発言からうかがえる。

伊丹・生活と教育を考える会

今年も各地で障害児の高校進学闘争が闘わ
れるが、その先頭を切ったこの伊丹集会の申
し入れ書を紹介します。

申し入れ書

一九九二年二月二日

昨春、伊丹市立高校(定)を入江智哉君は
受験しました。中学校卒業後の進路を求め続
け、探しあぐねた末ようやくたどりついた伊
丹市立高校でした。

しかし、一次二次ともに大幅な定員割れの
中で、入江君一人が不合格とされたのです。

「点数も取れない我が子」を「高校に行か
せたい」と声を上げた時、その事が世間にど
のように迎えらるるか想像しなかったわけでは
ありません。「高校に」と思うことすら許
そうとしない世間であることは、親子ともど
もこれまで生きて来て知っていました。

しかし、それでも「三月十三日西中学校卒

業式、一九九一年四月入学式……智君は？」
と親の顔を問うように見つめ、行く所を求め
る我が子を前にして「みんなが行く高校に」
「同世代の子が行く高校に」通わせたいと思
い定めたのです。それは、

△この子らの「生きることとは……。」と
いう命をかけた問いかけの前に、恥をかいて
も、二回落ちても「ここ」を受験するしかあ
りませんでした。いつまでも障害ゆえに親の
手を離れられない、また手放すことができな
いこの子らの人生と、十五才や十六才です
で親の手を離れ、一人前の大人の道を歩まね
ばならない定時制の生徒の人生とは全く逆の
生き方のように見えますが、定時制の子ども
達が唯一、心の拠り所として、勉強より何よ
りも友達を求めて、心を癒しに集まって来る
この場所に、私達の子どもも一緒にいらして
ほしい。そして、その教室の片隅の、定時制
の子ども達の一番最後を、うろちよると足手
まといになりながら、怒られながらくっつい
ていくことで障害をもった私達の子どもの心
も一緒にその中で癒されていくのではないか
と思っています。▽

という、親と子の、これまでの歳月をかけた
願いでもありました。

「闘争」というのは嫌いだっし、「闘い」
というのも好きではありませんでした。しか
し、閉ざされた将来を、わずかでも切り開く

ない対応であり、むしろ敵意すら感じさせられて来ました。

闘いの継続を決意して以降、私達は、各地で訴え続け、その輪は広がりつつありました。そして、入江さん、桧村さんの二人もまた、市内の学校の要請を受け、研修会、分会会議等の中で「なぜ高校か」を訴えて来ました。

その訴えが、学校内部や教職員組合に広がりを見せていることに恐れを感じ、障害児教育運動と教組運動との分断を謀る必要を感じたのでしょうか、十月初旬、松浦学校教育課長は、市教委に出向いた伊丹市教職員組合の書記長に対し、次のように発言したのです。

- ・ 伊丹市立高校は、入江智哉君の受け入れには反対していない。ただ桧村さんが表に出てやっているから反対しているのだ。
- ・ 伊同教大会の場で吊し上げられた担任が、落ち込んで田舎に帰り、もうやめたいとまで言っていた。
- ・ 桧村さんがいなかったら入江君の話はなっていた。

これまでも「市高の教師には桧村さんと、考える会への反発が強い」等と露骨に言いふらしながら、運動の分断を謀ってきた市教委でしたが、またしても「部落」を使ってきた

のです。この発言は断じて許すわけにはいきません。

言うまでもなく、入江君を切り捨てたのは伊丹市教育委員会であり、伊丹市立高校です。それも「桧村君を二年間見て来たが、向上のあとが見られなく効果がなかった」ので、障害児の受け入れに対して職員の反対が強い」と言って、桧村君を引き合いに出しながら切り捨てたのです。

（「制度外入学」で入った桧村君を「市教委預かりの子」と言い、クラス名簿から外し、自分達の学校の生徒と見ようとせず、その上「制度外入学」に至った経過を教職員に一切説明せずに「運動団体の圧力で入れられた子」という教師達の冷たい視線の中に放置しながらなお、「向上のあとが見られず、効果がなかった」という台詞は、たとえようもなく残酷です。それを聞かされた親の気持ちを思ってみるがいい……）

桧村さんは確かに、この闘いの先頭に立っていました。しかし、我が子が「制度外」という危うい状態の中で通学しているという事実、部落解放運動の教育要求の中で実現したという事実、その震えるような重さに耐えながら先頭に立っていたのです。そして、「障害を持った子の事を少しでも知ってほしい」「後に続く子のために少しでも道をつけておきたい」と願いつづけていたのです。

その日を待っています。そこには、一年間の在宅の日々の全てが込められているかのようです。

また、桧村、入江親子の苦闘の日々を目のあたりにしながらも、新たに「地域で」「普通に」と言い、あえて厳しい道を選びとうとする親と子の姿もあります。一人の親は、「普通学級に移籍を」と願い、半年以上も前から学校に伝えて来ました。しかし、それでも回答が得られず、何カ月もかかって書き上げた要望書を読んでもらってもなお、願いは伝わらないままなのです。親と子が将来をかけて選ぼうとしている人生を、市教委・学校は、なにゆえ閉ざそうとするのでしょうか。

私達は、ようやく、これまで胸の中にしまいいこみ口にするこすらでできなかった「地域で」「普通に」生きることを言い始めるところに来たのです。もう後戻りすることはできませんし、そのつもりもありません。

そのギリギリのところでの叫びを、伊丹市教育委員会は、差別の中で圧殺しようとしているのです。どうしても許すことはできません。憤りと共に私達は左記の内容で話し合いの場を早急に設定するよう申し入れるものです。

なお、この「申し入れ書」は公開させて頂くことを申し添えておきます。

さらに「あんたらに私の気持ちがわかるか。私が智君の事を応援する言うたら、ほんまにええの、言うのや。市高に要望書出す言うた時も、入江さんが心配して電話かけてきて言うんや。そんなんして勝君学校に行けんようになれへんか言うて。私も初めは不安やって、校長先生や教頭先生にもの言うの恐かった。けどもうええんや。私は腹くくったんや。勝が市高行かれんようになって智君が入れるんやったらええんや。うちそない思っとるんや。」

「なんでうちの子の時は市教委や市高は動いて、入江君のことでは動けへんのか。うちが部落やからか。」と、市教委や市高に迫っていったのです。

その桧村さんが「表に出てやっているから入江君が受け入れられない」と、伊丹市教育委員会は言うのです。どこまで親と親を引き裂き、どこまで部落の親と子を差別しようと言うのでしょうか。

また、「伊同教の場で……」の松浦発言ですが、これは一九九〇年二月に中央公民館で開催された伊丹同和教育研究協議会（伊同教）の研究大会、「進路保障分科会」においての事になります。「進路保障分科会」は、この年度に、障害児の進路をどのように保障していくかが重要な課題であるとして、改めて設定された分科会でした。小、中、高の教員、親、解放同盟等の参加の中で開催され、そこ

記

- (1) 松浦発言についての事実確認について
- (2) 入江智哉君の伊丹市立高校受験について

一九九二年二月二日

活動日誌〈抜粋〉1992・1・23～2・25

- 1・23 麦の家事務局会議。
- 25 P K O・日の丸・軍拡反対集会に参加。
- 27 納教論強配大阪地裁傍聴。
- 2・2 障害児の高校進学をもっと進めよう伊丹集會に参加。
- 3 事務局会議。
- 6 関西争議交流会定例会に参加。
- 7 法対会議。
- 9 障害者をのけものにするな宝塚集會参加。通信No.55発送。
- 10 障問連高校入学実現交流集會に参加。
- 11 第40回公開口頭審理。国鉄阪神地域の会。
- 13 一日総行動集約集會に参加。
- 20 市芦職員會議。市芦分会會議。
- 21 市芦分会會議。
- 22 市内の障害児の親の進路交流會に参加。
- 24 日の丸・君が代反対を市教委に申し入れ。
- 25 市芦卒業式。解放同盟支部大会に参加。

生徒中心の卒業式に

日の丸・君が代は不要!

市芦分会

「大勢が決った」との状況の中で日の丸・君が代強制の圧力は一層強まっている。大勢に従うか、大勢に抗してさまざまな意志表示を続けるか問われた卒業式であった。以下市芦分会の市教委・管理職への要請書をのせる。

一九九二年二月二日

芦屋市教育委員会

教育長 長谷川節男 様

芦屋市立芦屋高校教組委員長

兵高教阪神支部市芦分会長

小川文夫

卒業式における「日の丸」掲揚

「君が代」斉唱(演奏)に反対する

要請書

昨年、大半の教職員の反対を無視して、市立芦屋高校校長は貴職の指導下で卒業式・入学式に「日の丸」を掲揚した。そのため、生徒を祝福すべき卒業式に出席できない教職員

もでた。こうした学校長ならびに教育委員会
の配慮にかけた行為は許すことができない。

現在の日本には、国旗・国歌を規定した法律は存在しない。にもかかわらず、文部省という一省庁の文書にすぎない学習指導要領を振りかざして、「日の丸」「君が代」を国旗・国歌として押しつけている。

教育委員会および学校長は、伝習館裁判の判決を不当に拡大解釈し、学習指導要領の法的拘束性を異常に強調して、「日の丸」「君が代」押しつけを実行しようとしている。

しかしながら、伝習館裁判の判決は、思想信条に対する学習指導要領の拘束性は認めていない。貴職らの、デマと拡大解釈による伝習館裁判判決の悪用は許せない。さらに、判例がどうであれ、学校教職員の良心にかけて、戦前の教員が歩んだ犯罪的な道を私たちは二度と歩んではならない。

アメリカにくらべて日本では若い世代の国家意識、国防意識が薄く、武器をとって国のために働くという意識が少ないことが報告されている。これこそ、アジアを侵略した国家、被原爆国家として平和教育の道を歩んできた成果であって、評価しこそすれ否定すべきものではない。世界的共存が押しすすめられようとしているとき、なぜ国家意識の高揚が必要なのか。こうした日本の反省なき戦前への回帰は、自衛隊の海外派兵とならんでアジア

諸国民の批判をあびるところとなっている。

さらに、思想信条の自由、学問の自由が最も保障されなければならない学校という場所
で、なぜ今、「日の丸」「君が代」の強要なのか。

ましてや、卒業式は生徒と親と教師が、卒業をよるこび合い、生徒の門出をみんなで激励する場所であって、何人もこれを妨げる権利はない。

生徒を押し退け、「日の丸」「君が代」を卒業式の主役に押し上げようとする教育委員会の方針を私たちは許すことができない。誰のための、何のための卒業式か明らかにされたい。

学校長に職務命令を発して卒業式に「日の丸」「君が代」を強要しないこと、卒業生を主役とした卒業式を保障することを、強く要請する。

編集後記

新年早々ブッシュ大統領のマネをしたのか、小林証人は前回の審理を欠席したのみならず、その時決定された二月二十七日の審理を都合が悪いと延期しました。
私たちの連絡不行届で、前号でお知らせした審理日程通り傍聴にこられた方々に大変ご迷惑をおかけしました。

ここに深くお詫びいたします。